

第 12 号

平成28年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について

平成28年度広域漁港整備事業費等の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 28 年 9 月 27 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記	
広域漁港整備事業等	鳴門市	地域水産物供給基盤整備事業	50,000,000	7,000,000	14	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。	
		水産物供給基盤機能保全事業	83,500,000	11,690,000	14		
		県単独漁港漁場整備事業	21,036,000	4,207,200	20		
		小 計	154,536,000	22,897,200	—		
	阿南市	水産物供給基盤機能保全事業	33,000,000	4,620,000	14		
		牟岐町	広域漁港整備事業	100,000,000	10,000,000		10
			水産物供給基盤機能保全事業	20,000,000	2,800,000		14
			漁港環境整備事業	12,000,000	1,680,000		14
	小 計	132,000,000	14,480,000	—			
	美波町	水産物供給基盤機能保全事業	20,000,000	2,800,000	14		
県単独漁港漁場整備事業		6,000,000	1,200,000	20			

		小 計	26,000,000	4,000,000	—	
	海 陽 町	水産物供給基盤機能保全事業	10,000,000	1,400,000	14	
	松 茂 町	水産物供給基盤機能保全事業	18,000,000	2,520,000	14	

提案理由

平成28年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。